

○ 招 集 告 示

坂戸・鶴ヶ島消防組合告示第13号

令和2年11月10日第4回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会を坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部に招集する。

令和2年10月22日

坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者 石 川 清

○ 会 期

令和2年11月10日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（８名）

1 番	中	村	拡	史	2 番	内	野	嘉	広
3 番	松	尾	孝	彦	4 番	藤	野		登
5 番	宮	坂	裕	之	6 番	長	谷	川	清
7 番	森	田	文	明	8 番	猪	俣	直	行

不応招議員（なし）

令和２年第４回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会

○議事日程（第１号） 令和２年１１月１０日

日程第１ 会議録署名議員の指名について

日程第２ 会期の決定について

日程第３ 諸報告

□ 現金出納検査の結果について（監査報告第４号）

日程第４ 議案第 ８号 令和元年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第５ 議案第 ９号 坂戸・鶴ヶ島消防組合監査委員の選任について

日程第６ 議案第１０号 令和２年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算（第１号）を定める件

日程第７ 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（8名）

1番	中村	拓史	2番	内野	嘉広
3番	松尾	孝彦	4番	藤野	登
5番	宮坂	裕之	6番	長谷川	清
7番	森田	文明	8番	猪俣	直行

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	石川	清	副管理者	齊藤	芳久
-----	----	---	------	----	----

会計					
	鈴木	光一	消防長	中村	政美
管理者					

参与	鹿ノ戸	和弘	次長	神田	栄彦
----	-----	----	----	----	----

副参与					
（坂戸	清水	浩美	庶務課長	沼田	淳司
消防署長					
事務取扱）					

予防課長	今野	淳一	警防課長	吉川	正晃
------	----	----	------	----	----

			鶴ヶ島		
指令課長	山岸	久人		小川	浩明
			消防署長		

監査委員	田中	浅男			
------	----	----	--	--	--

事務局職員出席者

書記	佐藤	将人	書記	松本	修子
書記	宮崎	剛明	書記	綿貫	智子
書記	山田	晋也			

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○藤野 登議長 議員の皆さん、おはようございます。

現在の出席議員、8人全員でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年11月第4回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長の挨拶

(藤野 登議長起立)

○藤野 登議長 議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和2年11月第4回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会を開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用の中をご出席いただき、ここに開会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、説明者におかれましても、ご多用の中、石川管理者、齊藤副管理者をはじめ関係者のご出席をいただき、御礼を申し上げる次第であります。

本日は、「令和元年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、「坂戸・鶴ヶ島消防組合監査委員の選任について」及び「令和2年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算（第1号）を定める件」の3議案が提出されております。本組合充実のため、何とぞ慎重ご審議の上、適切なるご議決とともに、議事の運営につきまして格別のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

(藤野 登議長着席)



◎議事日程の報告

○藤野 登議長 議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

直ちに本日の議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名について

○藤野 登議長 日程第1・「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において

1 番 中 村 拡 史 議員

2 番 内 野 嘉 広 議員
の両議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○藤野 登議長 日程第 2・「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、令和 2 年 11 月第 4 回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

□ 現金出納検査の結果について(監査報告第 4 号)

○藤野 登議長 日程第 3・「諸報告」をいたします。

はじめに、監査委員より令和 2 年 5 月分から 9 月分の現金出納検査の結果報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職・氏名並びに事務局職員の職・氏名を一覧表として配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

◇

◎議案第 8 号～議案第 10 号の一括上程について

○藤野 登議長 お諮りいたします。

日程第 4・議案第 8 号・「令和元年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第 6・議案第 10 号・「令和 2 年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算(第 1 号)を定める件」までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◎議案第 8 号～議案第 10 号の一括上程、説明

○藤野 登議長 日程第 4・議案第 8 号・「令和元年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第 6・議案第 10 号・「令和 2 年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算（第 1 号）を定める件」までを一括議題といたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

（石川 清管理者登壇）

○石川 清管理者 おはようございます。ただいま議題となっております議案第 8 号から議案第 10 号までの 3 件につきまして、順次提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第 8 号・「令和元年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。予算現額 26 億 3,172 万 4,000 円に對しまして、歳入決算額は 26 億 3,786 万 2,368 円で、予算現額に對して 613 万 8,368 円、0.2%の増であります。また、歳出決算額は 25 億 6,120 万 8,942 円、予算現額に對して 7,051 万 5,058 円の減となり、歳入歳出差引 7,665 万 3,426 円の繰越金を生じました。

歳入の主なものを申し上げますと、88.2%を占める坂戸市及び鶴ヶ島市並びに西入間広域消防組合からの負担金をはじめ、消防本部庁舎他照明 LED 化改修工事、消防本部及び鶴ヶ島消防署自家用発電機設置等工事、資機材車の購入、東分署災害復旧事業、消防ポンプ自動車購入に伴う組合債のほか、前年度繰越金、国庫支出金となっております。

次に、歳出の主なものを申し上げますと、議会費及び総務費につきましては、一般経常的経費であります。

常備消防費につきましては、人件費等の経常的経費のほか、修繕として坂戸梯子 1 号車の分解整備を実施いたしました。

非常備消防費の坂戸市及び鶴ヶ島市消防団費につきましては、消防団活動に伴う報酬並びに運営費であります。

常備消防施設費につきましては、消防本部庁舎他照明 LED 化改修工事、消防本部及び鶴ヶ島消防署自家用発電機設置等工事を実施するとともに、資機材車購入に係る経費であります。

坂戸市消防施設費につきましては、老朽化に伴う坂戸市消防団坂戸分団第 2 部の火の見やぐら撤去工事のほか、坂戸市消防団入西分団第 2 部の消防ポンプ自動車の更新配備に係る経費であります。

鶴ヶ島市消防施設費につきましては、鶴ヶ島市消防団第二分団の消防ポンプ自動車の更新配備に係る経費であります。

最後に、消防施設災害復旧費につきましては、昨年 10 月の台風 19 号による水害により坂戸消防署東分署が浸水被害を受けたため、緊急に修繕をする必要が生じたことから、常備消防施設災害復旧修繕の実施に係る経費であります。

以上、決算の概要を申し上げますが、令和元年度におきましても、引き続き複雑多様化する災害への的確な対応と増加する救急需要の対応及び広域消防応援体制をはじめとする消防防災体制の整備充実を図

るため、消防施設等の整備を計画的に推進するとともに、経常的経費は極力節減に努め、限られた財源の有効活用に努力した次第であります。

本決算の内容につきましては、去る8月20日、消防本部会議室におきまして、監査委員さんに審査をお願いし、いずれも計数的に正確であり、かつ内容も適切なものと認められましたので、その意見書並びに行政報告書を付して、議会のご認定をいただきたく、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、本案を提出した次第であります。

次に、議案第9号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合監査委員の選任について」であります。当組合では坂戸・鶴ヶ島消防組合規約に基づき、2名の監査委員を設置し、行政及び財務に関する事務の執行について監査をしていただくことになっております。識見を有する者のうちから選任されております田中浅男監査委員が令和2年11月13日付で任期満了になることから、慎重に検討いたしました結果、引き続き田中浅男さんが最も適任であると認め、議会の同意を得たく、坂戸・鶴ヶ島消防組合規約第12条第2項の規定により本案を提出した次第であります。

次に、議案第10号・「令和2年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算（第1号）を定める件」であります。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ18万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,564万4,000円にしようとするものであります。

内容といたしましては、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会消防・救急体制整備費交付金交付要綱の規定により申請した「令和2年度消防・救急体制整備費補助金」の交付が決定したため、増額補正を行い、購入経費を計上するものでございます。

また、令和3年度の新採用職員分の消防服装購入に伴う消耗品費につきましては、欠員に伴う増員による不足額を計上するものであります。

以上、議案第8号から議案第10号につきまして提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

（石川 清管理者降壇）



◎議案第8号の質疑、討論、採決

○藤野 登議長 これより各案件につき単独質疑、討論、採決に入ります。

最初に、日程第4・議案第8号・「令和元年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する質疑に入ります。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員） 7番、森田文明です。ただいま議題となっております議案第8号・「令和元年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」質疑を行います。

行政報告書の13ページのイ、職員の（ア）、職員配置及び異動状況の令和元年度退職者について2点伺います。

はじめに、1点目として、令和元年度の退職者が13人となっておりますが、この退職者13人の定年退職、

普通退職の内訳について伺います。

2点目として、昨年12月に職員が麻薬特例法違反で逮捕、起訴されたわけではありますが、その職員は退職者に含まれているのかどうか。

以上、2点について伺います。

○藤野 登議長 沼田庶務課長、答弁。

○沼田淳司庶務課長 お答え申し上げます。

はじめに、退職者13人の定年退職、普通退職の内訳についてでございますが、定年退職者7人、普通退職者5人、懲戒処分による免職1人でございます。

次に、昨年12月に麻薬特例法違反で逮捕、起訴された職員についてでございますが、懲戒処分による免職といたしましたことから、退職者に含まれているところでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員） 再質疑を行います。

令和元年度の退職者13人の内訳について、定年退職者が7人、普通退職者が5人、そして懲戒免職者が1人とのことであります。

質問ですが、1点目として、本組合において定年を待たずに普通退職した職員の過去5年間の状況について。

2点目として、普通退職した5人の年齢別、勤続年数別の内訳と退職理由について。

3点目として、麻薬特例法違反で逮捕、起訴された職員を懲戒免職処分としたわけではありますが、この事件を受けて、組合として職員に対し、再発防止に向けてどのような取組を行ったのか。

以上、3点について伺います。

○藤野 登議長 沼田庶務課長、答弁。

○沼田淳司庶務課長 お答え申し上げます。

はじめに、過去5年間の普通退職した職員の状況についてでございますが、平成27年度が2人、平成28年度が3人、平成29年度が1人、平成30年度が2人、令和元年度につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

次に、普通退職した5人の年齢別、勤続年数別の内訳と退職理由についてでございますが、年齢につきましては、23歳から26歳で、勤務年数4年から6年目の職員が4人、勤務年数8年目の職員が1人で、退職理由につきましては、一身上の都合によるものでございますが、自分でやりたかったことを実現したい等の理由と聞いているところでございます。

次に、事件を受けての取組についてでございますが、この事件を受けて、消防長、署長点検時において、全職員に向け、綱紀粛正と再発防止に向けた訓示を行うとともに、所属長による全職員を対象とした面接を行い、再発防止の徹底を図ったところでございます。

また、外部講師を招いて、全職員を対象として倫理研修を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の状況から、やむなく中止としたところでございます。今後新型コロナウイルス感染症の

状況を鑑みながら、実施について検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 再々質疑を行います。

普通退職した5人について、勤続年数が4年から6年までの職員が4人、8年が1人とのことであります。民間企業の調査で、子供に対して行った将来就きたい職業とのアンケート調査では、消防レスキューが常に上位に入っていると聞いておりますが、夢と希望を持って坂戸・鶴ヶ島消防組合の採用試験を受けて、競争を勝ち抜き採用された職員がこれから中堅職員として活躍が期待される勤続4年から8年で5名が職を辞したわけであります。消防業務は組織、マンパワーであって、5人もの若い職員が普通退職したということは組合としても組織力、消防力が低下するわけでありまして、また採用からこれまで組合が負担した制服等の被服購入費や消防学校の負担金等費用面を含めても考慮いたしますと、大きな損失ではないかと考えます。

そこで、1点目の質問ですが、こうした勤務年数の少ない若い職員が5名も退職したことを組合としてどう捉えているのか。また、今後どのように組織として職員の育成等を図っていく考えなのか伺います。

次に、2点目ですが、先ほどの答弁で、麻薬特例法違反で逮捕、起訴された職員の懲戒免職処分を受けて、組合として再発防止に向け、消防長や署長からの訓示等全職員の面接等を行ったとの答弁がありました。私は、こうした不祥事の再発防止のためには、職員のコンプライアンス意識の徹底を図るための倫理教育の強化、そして悩みを相談しやすい職場づくりなどの環境を整備する取組が必要ではないかと考えます。先ほどの答弁で、事件を受けて、外部講師を招いて、全職員を対象に倫理研修を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の状況から、やむなく中止したとのことでありますが、私はこのぜひ職員のコンプライアンス意識を徹底するためにも、全職員を対象にした公務員倫理研修、これを組合主催で毎年実施すべきではないかと考えますが、実施についての見解を伺います。

以上、2点について再々質疑とさせていただきます。

○藤野 登議長 沼田庶務課長、答弁。

○沼田淳司庶務課長 お答え申し上げます。

はじめに、勤務年数の少ない若い職員が5人も退職することについて、どのように捉えているのか。また、今後どのように職員の育成等を行っていくのかについてでございますが、若い職員が辞める理由には、自分でやりたかったことを実現したい。自身のスキルをさらに高めたい。消防に憧れを抱き就職したものの、日々の厳しい訓練や災害活動等の現実との違いを実感した等様々な理由が考えられるところでございます。

このようなことから、若手職員の中にも多方面にわたる考えがあり、その中には社会人としての厳しき、または考え方が違う面も若干あるものと感じているところでございます。消防本部といたしましては、若い職員が職場定着するよう、社会人としての教育、研修を行いながら、消防職員としての意識を高め、資質を向上するとともに、さらなる魅力ある職場環境を構築するため、若手職員の意見等に耳を傾け、時にはベテラン職員の意識改革、風通しのよい環境づくりをさらに進め、将来に対する展望や、やりがいに

つなげていきたいと考えているところでございます。

今年度その取組の一つといたしまして、次長等による若手職員の面談や現況を理解している職員が講師を務め、階層別研修を実施することにより、意見等が言いやすく、また意見を吸い上げやすい環境下で研修を行い、問題点等を共有改善する取組を行っているところでございます。今後におきましても、引き続き消防力強化に向けた職員の育成等に取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、公務員倫理研修を組合主催で実施してはどうかについてでございますが、今年度実施している階層別研修や外部講師を招いて実施している職員研修を含め検討してまいりたいと考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○藤野 登議長 ほかにございますか。

(「なし」の声)

○藤野 登議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声)

○藤野 登議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。



◎議案第9号の質疑、討論、採決

○藤野 登議長 次に、日程第5・議案第9号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合監査委員の選任について」に対する質疑に入ります。

(「なし」の声)

○藤野 登議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声)

○藤野 登議長 討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

◇

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○藤野 登議長 次に、日程第6・議案第10号・「令和2年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算（第1号）を定める件」に対する質疑に入ります。

（「なし」の声）

○藤野 登議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声）

○藤野 登議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎一般質問

○藤野 登議長 日程第7・「一般質問」を行います。

通告者は1人であります。

発言を許可いたします。

なお、質問時間については、議会運営についての申合せ事項により、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

7番・森田文明議員。

（7番「森田文明議員」登壇）

○7番（森田文明議員） 7番、森田文明です。ただいまから通告に従いまして一般質問を行います。

通告した質問は1点、地域防災力の強化に向けた取組についてであります。警察庁発表の本年9月10日現在、死者・行方不明者1万8,427人、震災関連死を含めると2万2,100人を超える多くの方々が犠牲となった東日本大震災から間もなく10年を迎えようとしています。日本は世界有数の地震国であり、平成26年防災白書によれば、世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約2割が日本周辺で発生しており、日本列島はいつ、どこで地震に見舞われても不思議ではないと言われております。

特に埼玉県を含む南関東地域においては、平成19年から令和18年の30年の間にマグニチュード6.7から7.2の直下地震が70%の確率で発生すると政府の地震調査研究推進本部は想定しておりますが、経過年数を考慮すると、その発生の可能性が切迫しており、その対策が急務となっております。

また、風水害も一昨年の西日本豪雨、昨年本組合管内に甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風、そして本年7月豪雨など毎年発生している状況にあり、自然災害に対する防災・減災対策強化が求められております。地震や風水害等の大規模災害発生時において、行政や消防、警察、自衛隊は体制を整え活動を開始するまでには一定の時間が必要であり、発災直後は地域で活動している消防団をはじめ、区自治会や自主防災組織、地域住民相互の初期活動が被害軽減を図る上で最も重要であり、そのための地域防災力の強化に向けた取組が喫緊の課題であると考えます。

そこで、次の2点について質問いたします。

1点目、本組合で実施している地域防災力の強化に向けた取組について。

2点目、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づく消防団、女性防火クラブ、少年消防クラブと連携した地域防災力の充実強化に向けた取組について。

以上2点をお伺いして、1回目の質問といたします。

(7番「森田文明議員」降壇)

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

(中村政美消防長登壇)

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

はじめに、本組合で実施している地域防災力の強化に向けた取組についてでございますが、東日本大震災という未曾有の大震災をはじめ、地震、局地的な豪雨による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するためには、地域防災力の強化が不可欠であることは深く認識をしているところでございます。

当組合では、平成16年から年度ごとに自治会または地区等から住宅防火モデル地区4か所を選定し、防災・防火訓練等を継続的に実施するとともに、さらに自治会の消防訓練におきましても、職員を派遣し、防災講話等を通じ、防災意識の向上を図り、地域での防災力の強化に取り組んでいるところでございます。

また、消防団につきましては、地元の事情等に通じ、地域に密着した存在であり、地域の安全確保のために大きな役割を果たしているものであることから、消防団の装備拡充を図るとともに、各地域の自治会等が実施している消防訓練等に出向し、地域住民と直接触れ合い、地域防災力の向上に努めているものでございます。

次に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づく消防団、女性防火クラブ、少年消防クラブと連携した地域防災力の充実強化に向けた取組についてでございますが、当消防組合におきましては、坂戸地区婦人防火クラブが一般家庭からの火災の防止と地域の隣保協力体制を図り、明るい、安全な地域と家庭を築くことを目的に、また坂戸地区少年消防クラブ、鶴ヶ島市少年消防クラブにおきましては、少年期の子供たちに一般的な防火・防災の思想の向上を図ることを目的に、それぞれ地域の火災予防に向けた活動に取り組んでいるところでございます。

議員ご質問のとおり、従前自発的な組織体であった各クラブが初めて当該法律に位置づけされたことにより、消防本部または消防団が各少年消防クラブと連携し、火災予防運動期間中の街頭広報や同運動期間中の火災予防に関するPRを少年消防クラブ員の生の声を録音し、放送しながら、消防団車両により巡回広報を実施するなど地域の火災予防に向けた活動に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

(中村政美消防長降壇)

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番(森田文明議員) 一通り答弁いただきましたので、これより一問一答方式により質問させていただきます。

はじめに、1 点目の本組合で実施している地域防災力の強化に向けた取組についてであります。先ほどの答弁で、年度ごとに住宅防火モデル地区 4 か所を選定して、防災・防火訓練等を実施している、あるいは自治会等の消防訓練に職員を派遣し、防災講話等を通じて防災意識の向上を図っている。また、消防団の装備拡充を図るなどして、地域での防災力の強化に取り組んでいるといった答弁でございました。

本組合を構成する坂戸、鶴ヶ島、この両市の地域防災計画は、地震被害想定は共に関東平野北西縁断層帯地震の発生を想定した計画となっており、想定しているこの関東平野北西縁断層帯地震が冬の朝の 5 時、風速 8 メートルの状況で発生した場合に、本組合管内は大半が震度 6 以上の揺れに襲われ、坂戸市だけで全壊棟数 1,029 棟、焼失棟数 77 棟、死者 68 名、負傷者 701 名の被害発生が想定されているわけであります。これに鶴ヶ島市の被害が加わることとなり、とても本組合の消防力だけでは対応することは困難なことは明らかであります。だからこそ被害をいかに軽減させるかといった日頃の減災対策の取組が重要であると私は考えております。

はじめに、確認させていただきますが、大規模地震が発生した場合の本組合の活動計画について、構成両市の地域防災計画に基づき、どのような計画を策定しているのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

大規模地震が発生した場合の本組合の活動計画についてでございますが、構成両市の地域防災計画に基づきました計画ではございませんが、当組合の消防計画に基づきまして、大規模地震が発生した場合、警防本部を設置し、迅速かつ確な災害対応を行うとともに、構成両市の地域防災計画に基づいた災害対策本部並びに消防団とも情報を共有し、緊密な連携を図りつつ、有効かつ適切な災害対応を行う計画でございます。

また、震度 5 強以上の揺れを観測した場合には、地震警防計画により、非常態勢を取り、全職員を招集し、災害体制の確立を図る計画でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番(森田文明議員) 地震警防計画により、震度 5 強以上の揺れを観測した場合に、非常態勢を取り、全職員を招集し、災害体制の確立を図る、そういった計画となっているということであります。

では、この地震警防計画に基づき、本組合が最大限の消防力が発揮できる組織体制を整えるまでの所要時間について、発災からどの程度の時間を要すると見込んでいるのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

本組合が発災後に最大限の消防力が発揮できるまでの所要時間の見込みについてでございますが、埼玉県内及び近県の被害状況にもよりますが、震度5強以上の地震を観測した場合には、地震警防計画による非常態勢とし、全職員を対象に非常招集を行います。参集にかかる所要時間でございますが、職員が事前に災害時職員自主参集データに登録しており、全職員のうち2時間以内に徒歩または自転車、バイクで登庁できる職員は197名で、93.8%となりますことから、組合としては発災後に最大限の消防力が整えられる体制といたしましては、2時間前後と想定をしているところでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員） 発災後に最大限の消防力が整えるまでの体制、約2時間前後と想定しているということは理解いたしました。

次に、地震発生と同時に、火災や救助要請、負傷者の救急要請等多くの119番通報が入電してくることが想定されるわけであります。特に救急要請については、落下物で頭部を負傷したとか、避難中に足をくじいたとか、中には心肺が停止して息をしていない等軽傷から重篤な方までが一度に集中するわけでありますが、こうしたときに入電順に救急自動車を出動させるのか、それとも重傷者優先とするのか、その辺どのような計画となっているのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

多くの119番入電時の計画についてでございますが、消防指令センターでは、既に大規模な地震、風水害、多数傷病者事案等に対応するため、各種の災害に備えた大規模災害マニュアルを策定しております。内容といたしましては、大規模地震により通信機器に障害が発生した場合の復旧方法をはじめ、119番通報の入電内容からコールトリアージを行い、緊急度を判断し、生命に危険が及ぶ事案を第一と考え、優先順位をつけ、対応をしていくものでございます。有事の際には、これを活用し、市民の安心・安全につながる指令業務を的確に行っていく計画でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員） 多くの119番通報が入電してくることを想定して、入電内容からコールトリアージを行い、緊急度を判断して優先順位をつけて対応していく、そういった計画となっていることは理解いたしました。

大規模地震発生を想定しての本組合の計画等については理解いたしましたが、いずれにしてもこの大規模地震発生時に全て対応できる人員や資機材等は備えていないわけであって、発災直後の対応には体制を整えるための時間、本組合では最低2時間前後とのことですが、この時間を要するわけであり、対応に限界があることは理解ができます。だからこそ消防団や自主防災組織、区自治会等の発災直後の地域活動が被害軽減に欠かせないわけであって、そのための日頃からの地域防災力を高める施策が必要であるわけで

あります。

本組合としての取組について具体的に伺ってまいりますが、先ほどの答弁の中で毎年度この住宅防火モデル地区4か所を選定して、防災・防火訓練等を実施しているとのことですが、令和元年度において選定した4地区と実施した訓練の内容について伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

住宅防火モデル地区の令和元年度において選定した4地区と実施した訓練の内容についてでございますが、住宅防火モデル地区で計画する消防訓練に基づき実施をしているところで、基本的な内容は、通報訓練、消火訓練、応急手当訓練及び職員による防災講話並びにパンフレットの配布であり、そのほかに関間2区防災会では、倒壊家屋からの救出訓練、若葉西自治会では避難誘導訓練を実施したところでございます。また、多和目2区におきましては、焚き出し訓練等を自主防災組織が中心となり、訓練を実施し、県営住宅東坂戸団地自治会は、台風19号の影響により中止をしたところでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員） 次の質問ですが、やはり先ほどの答弁にありました自治会の消防訓練に職員を派遣したとのことですが、この令和元年度において自主防災組織や自治会が実施した消防訓練に職員を派遣した件数について伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

令和元年度において自主防災組織や自治会が実施した消防訓練に職員を派遣した件数についてでございますが、坂戸市、51件、鶴ヶ島市、24件、合計75件で、対前年比34件の減となったところでございます。職員の派遣を含みました管内事業所等の消防訓練の実施件数全てにおきましては、坂戸市が484件、鶴ヶ島市、305件、合計789件で、対前年比31件の増でございました。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7番・森田文明議員。

○7番（森田文明議員） 派遣の件数等については理解いたしました。

次の質問ですが、地域で実施される防災・防火訓練で、参加住民に対して行う講話の内容について、本組合としてこの講話を行う職員に講話内容を統一するようなレジュメ等を作成しているのかどうか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

地域で実施される防災・防火訓練で参加住民に対しての講話内容を統一するようなレジュメ等を作成しているのかについてでございますが、防災講話を統一するようなレジュメは作成しておりませんが、東日本大震災等の緊急消防援助隊に出動した経験等や今まで長年にわたり培われた災害対応の経験など諸先輩

方からの伝授、そして国、県などからの防火・防災に関する情報等を基に講話を実施しているところでございます。しかし、今後は議員ご質問のとおり、地域の要望や状況に応じた柔軟かつ適切な内容の講話を必要としながらも、一定の統一したレジュメ等の作成も必要と感じているところでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 特にレジュメ等は作成していないが、一定の統一したレジュメ等の作成も必要と感じているということの答弁であります。

地域に出向いて住民に直接講話を行う職員は、本組合を代表して行うわけであって、組合の施策を講話を通じて住民にどう伝えるのかといった観点からも、講話を行う職員の育成は大変重要なことであると考えますが、組合として講話を行う職員を対象とした研修等を行っているのかどうか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

組合として講話を行う職員を対象とした研修等を行っているのかについてでございますが、組合として講話を行う職員を対象とした研修会は行っておりませんが、消防大学校等に派遣され、学んできた職員が防災に関する研修等のフィードバックを各署所で実施するなど講話を行う職員等の育成に努めているところでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 研修等は行っていないとのことですが、私は個々の職員に委ねるのではなくて、講話を通じて住民に訴える組合としての施策を徹底する、あるいは講話時における話し方等について実施すべきではないかと感じるところであります。

次の質問ですが、地域防災力の強化は、坂戸、鶴ヶ島、両市にとって防災・減災行政を進める上で最重要課題であると思っております。地域には坂戸、鶴ヶ島、両市が所管する区自治会と自主防災組織、坂戸市においては108、鶴ヶ島市については31あるかと思いますが、この自主防災組織、そして本組合が所管する消防団、婦人防火クラブ、少年消防クラブといった団体が混在しているわけであります。こうした状況を考慮いたしますと、地域防災力の強化を図るには、坂戸、鶴ヶ島、両市と本組合との連携が必要不可欠であります。

質問ですが、自主防災組織は自治会が実施する防災・防火訓練等の在り方や、より有効な訓練となるように、坂戸、鶴ヶ島、両市と本組合とで協議等を行っているのかどうか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

自主防災組織や自治会が実施する防災・防火訓練等の在り方や、より有効な訓練となるように坂戸、鶴ヶ島、両市と本組合とで協議等を行っているのかについてでございますが、住民の積極的な参加の下に地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として自主防災組織や自治会が実施す

る防災・防火訓練を行っていただいているところであり、ご質問の協議は行ってはおりませんが、今後は坂戸、鶴ヶ島、両市と防災・防火訓練等の在り方や、より有効な訓練となるような情報交換など連携協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 現状では行っていないけれども、今後連携協力してまいりたいということでございます。私は、職員を坂戸、鶴ヶ島、両市に派遣しているわけであって、定期的に地域防災力の強化に向けた取組等についての協議を行うべきであると思っておりますが、こういった定期的な協議、組合としての見解を伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

坂戸市、鶴ヶ島市の両市との定期的な地域防災力の強化に向けた協議についてでございますが、近年では頻繁に全国的に大雨による浸水被害が発生し、当管内におきましても、昨年台風による甚大な浸水被害が発生しており、さらには関東地域において直下型地震が予想されている中、防災会議などはもとより、人事交流の利点を最大限発揮するよう心がけ、地域防災力の強化に向け構成市防災部局とのさらに精度の高い情報の共有化を図る必要があると考えております。協議については、今後防災の要である構成市防災部局とご相談をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 次に、2 点目の消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づく消防団、女性防火クラブ、少年消防クラブと連携した地域防災力の充実強化に向けた取組について伺ってまいります。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律は、東日本大震災や相次ぎ発生している豪雨災害等を受けて、災害が発生した場合に地域に密着し、即座に対応することができる消防団の強化を図るとともに、自主防災組織や女性防火クラブ、少年消防クラブ等の活動を活性化させて、地域における防災体制の強化を図ることを目的に、平成25年12月に公布されました。今後の質問等については、この法律という発言とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、この法律の中の消防団に関して伺ってまいります。この法律第8条では、「国及び地方公共団体は、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講ずるものとする」と消防団強化が規定されているわけですが、この法律の施行以降、本組合として消防団の強化に向けてどのように取り組んできたのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

本組合として、消防団の強化に向けどのように取り組んできたのかについてでございますが、消防団は

常備消防と比べ即時対応力、要員動員力、地域密着力に特徴があることから、消防団員の確保に向けた取組を実施することで、処遇の改善として費用弁償を見直し、また装備の充実のため、救助資機材を配備し、強化を図ってまいりました。今後においてもさらに地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを認識し、強化に努めてまいります。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 費用弁償の見直しや救助資機材等を配備するなどして強化を図ったとのことですが、今後も強化に向けて引き続き必要な措置を講じていただきたいと思います。

次に、この法律第9条では、「国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする」と消防団への加入の促進が規定されておりますが、この法律施行以降、本組合として消防団への加入促進に向けてどのように取り組んできたのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

本組合として、消防団への加入促進に向けどのように取り組んできたのかでございますが、全国的に少子高齢化やサラリーマン化などが進んでおり、特に坂戸市消防団におきましては、団員数が年々減っている状況でございます。このような中、平成29年度には大学生による機能別団員を設立し、鶴ヶ島市消防団においては、平成31年にOB団員による機能別団員を設立したところでございます。

また、基本団員の募集、啓発活動につきましても、ホームページやSNSを活用するとともに、各種事業に併せ継続的に実施をしているところであり、消防団PR活動を積極的に実施をしているところでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 大学生やOB団員による機能別団員の設立あるいはホームページやSNSを活用しての基本団員の募集等、この業務を継続的に実施しているところであります。消防団への加入に当たっては、特に法的強制力があるわけでもなく、あくまでも本人の理解を得るしか方法はないわけであり、消防団の方々も大変ご苦労いただいていることは理解しておりますが、組合としても引き続きこの消防団と連携して加入促進に取り組むべきだと考えます。

質問ですが、地域で実施される防災・防火訓練で、参加住民に対して行う職員の講話の中で、消防団の必要性と加入促進について呼びかけ等を行っているのかどうか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

職員の講話の中で、消防団の必要性と加入促進について呼びかけ等を行っているのかについてでございますが、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、消防団の必要性と加入促進の重要性は認識しているところではございますが、講話の中でそのような呼びかけについて行っているのは、

地域の実情に応じて、または講話する職員の判断によりまちまちであり、統一的に行ってはいないのが現状でございます。今後においては消防団の必要性や加入促進についての呼びかけを積極的に講話の中に盛り込んでいくよう統一を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） ぜひ積極的に講話の中に盛り込んでいただきたいと思います。

次の質問ですが、法律第10条では、「一般職の国家公務員、地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた任命権者は、職務の遂行に著しい支障があるときを除きこれを認めなければならない」と、こういった規定もあるわけでありますが、本組合の坂戸、鶴ヶ島、両市消防団における一般職の国家公務員と地方公務員の団員の状況について伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

一般職の国家公務員と地方公務員の団員の状況についてでございますが、令和2年4月1日現在の状況では、一般職の国家公務員の団員は在籍はしておりません。地方公務員の団員につきましては、坂戸市、鶴ヶ島市、両消防団の在籍状況は60名であり、全体の約19%となっております。なお、内訳といたしましては、坂戸市消防団が39名、鶴ヶ島市消防団が21名でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 一般職の国家公務員の団員の在籍はなく、地方公務員の団員が60名、全体の約20%弱占めているということで、理解いたしました。

次に、この法律第13条では、「国及び地方公共団体は、消防団の処遇の改善を図るため、出動訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう必要な措置を講ずるものとする」との消防団員の処遇の改善が規定されているわけでありますが、この法律の施行を受けて、本組合としてこれまでどのようにこの処遇の改善等を講じてきたのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

本組合として消防団員の処遇の改善等についてどのように講じてきたのかでございますが、費用弁償につきまして、平成26年度に定額支給から活動実績に基づいた支給としており、さらに平成31年度にはこれまでの多大なる活動実績を考慮し、かつ今後さらに多種多様な災害が増加し、消防団への負担が大きくなることが予想されることから、費用弁償の金額等の見直しを図ったところでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 平成31年度に費用弁償の金額等の見直しを行うなどの処遇の改善を図ったとのこ

とであり、大変厳しい財政状況の中で評価したいと思います。

質問ですが、消防団員の処遇に関して団員からの意見等をどのように聞いているのか。定期的に意見等を聞く機会を設けているのかどうか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

消防団員の処遇に関して、団員からの意見等をどのように聞いているのか。定期的に意見等を聞く機会を設けているのかについてでございますが、消防団員からの意見等につきましては、各分団、部において取りまとめ、定期的に開催される役員会により取りまとめた意見等について協議、検討を行い、対応をしているところでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 消防団員からの意見等は各分団、部で取りまとめ、定期的に開催される役員会によってこの意見等について協議、検討を行っているとのことで理解いたしました。

次に、法律第18条で、「市町村は、消防団が自主防災組織及び女性防火クラブ、少年消防クラブ、市町村の区域内の公共的団体、その他の防災に関する組織の教育訓練において指導的な役割を担うよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定されているわけであります。この法律施行以降において、消防団がこの教育訓練において指導的な役割を担うためにどのような施策を講じてきたのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

消防団が教育訓練において指導的な役割を担うためにどのような施策を行ってきたのかについてでございますが、自主防災組織が開催する消防訓練に消防団員が指導的な役割を担うよう自主防災組織からの依頼を受け、地元の分団、部が実施しているところでございますが、女性防火クラブ及び少年消防クラブにつきましては、連携して火災予防広報等を実施はしているものの、消防団による教育訓練は未実施であるため、今後両市消防団長とともに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） ぜひ消防団と女性防火クラブ、少年消防クラブとの連携した訓練も検討していくべきだと考えます。

次に、女性防火クラブについて伺ってまいります。この女性防火クラブは、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律で、初めて法的に位置づけられたものでございます。この女性防火クラブの本組管内における結成状況と活動内容について伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

本組管内における女性防火クラブの組織結成状況と活動内容についてでございますが、昭和57年9月

25日に鶴ヶ島市高倉婦人防火クラブが、昭和57年11月26日に坂戸地区婦人防火クラブが設立いたしました。が、鶴ヶ島市高倉婦人防火クラブにつきましては、高齢化に伴い、平成28年度以降は自主防災会のような地域に密着した活動をしていきたいとの意向から、当組合といたしましては、クラブの意向を尊重し、活動等に対する支援の要望があるまでは現時点におきましては、動向を見守っている状況でございます。

坂戸地区婦人防火クラブの主な活動内容といたしましては、防災講演会、視察研修の実施、消防出初め式、埼玉県婦人防火クラブ連絡協議会主催の研修会及び防災研修会並びに坂戸市民総合防災訓練等への参加でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 昭和57年に鶴ヶ島市高倉婦人防火クラブと坂戸地区婦人防火クラブの2クラブが設立されましたが、現在は坂戸地区婦人防火クラブの1クラブとなっている状況は理解いたしました。

では、この坂戸地区婦人防火クラブの過去5年間のクラブ員の推移についてはどのようになっているのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

過去5年間における坂戸地区婦人防火クラブ員の推移についてでございますが、平成27年度、63名、平成28年度、52名、平成29年度、48名、平成30年度、54名、令和元年度、52名、令和2年度、51名となっており、5年前と比較いたしますと、12名の減でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 5年前と比較して12名の減、この状況は理解いたしました。先ほども申し上げましたが、この法律において女性防火クラブが法に基づく団体となったわけでありましたが、この法律施行以降、本組合として女性防火クラブの育成と支援にどのように取り組んできたのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

法律施行以降の本組合における女性防火クラブの育成と支援への取組についてでございますが、クラブ員の方々には防火・防災に対するさらなる知識の向上のため、専門家を招いての防災講演会の開催やクラブ活動の充実強化のため、県内の女性防火クラブ員が集う埼玉県婦人防火クラブ連絡協議会主催の研修会に参加し、クラブ員相互の交流と親睦を図りながら、地域の実情や特性などの情報交換を行っていただくなどクラブの育成と支援に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 地域防災力の強化を図る上からも、このクラブの育成と支援に取り組んでいくこ

とが重要だと考えます。

質問ですが、鶴ヶ島市におけるこの女性防火クラブの今後の設立に向けた取組等について、本組合の見解を伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

鶴ヶ島市における今後の女性防火クラブ結成に向けた取組等についてでございますが、鶴ヶ島市高倉婦人防火クラブの意向を尊重しながら、鶴ヶ島市と調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 地域防災力の強化の観点から、今後この女性防火クラブの活動や組織の活性化に向けてどのようにこの施策を展開していくのか、本組合の方向性について伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

女性防火クラブの活動及び活性化に向けての施策の展開についてでございますが、防災訓練をはじめとする地域の防火・防災活動や地域の意見交換会などに積極的に参加していただくとともに、日頃から消防団や関係機関と顔の見える関係づくりの構築を行いながら、クラブ員一人一人が自分たちの地域は自分たちで守るという信念と連帯意識のもと、防火・防災活動が行えるように消防組合として支援、協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 次に、少年消防クラブに関して伺ってまいります。

この少年消防クラブについては、この法律で「少年が防火及び防災について学習する組織」として、初めてこの法的に位置づけられたわけであります。

はじめに、本組合管内における少年消防クラブの組織結成状況と活動内容について伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

本組合管内における少年消防クラブの組織結成状況と活動内容についてでございますが、昭和57年11月21日に上広谷中央少年消防クラブが、昭和58年2月13日に鶴ヶ丘第2自治会地区少年消防クラブが、平成8年6月16日に坂戸地区少年消防クラブが設立いたしました。なお、鶴ヶ丘第2自治会地区少年消防クラブにつきましては、会員不足により、平成15年度末に解散、上広谷中央少年消防クラブにつきましては、クラブ員が地域限定でなく、広く鶴ヶ島市内からの参加ができるよう平成30年4月8日に鶴ヶ島市少年消防クラブに名称を変更し、活動をしているところでございます。坂戸地区少年消防クラブ及び鶴ヶ島市少年消防クラブの主な活動内容といたしましては、消防署の入署体験、災害時焚き出し訓練、防災に関する施設での研修及び火災予防運動期間中における街頭広報の実施並びに防災訓練への参加等でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 坂戸地区少年消防クラブと鶴ヶ島市少年消防クラブの2クラブが管内にあって、各種研修や火災予防運動期間中における街頭広報、防災訓練への参加等活動している状況は理解をいたしました。

次の質問ですが、この地域防災力の観点から、今後この少年消防クラブの活動や、この組織の活性化に向けてどのように施策を展開しているのか、本組合の方向性について伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

法律施行以降の本組合における少年消防クラブの育成と支援への取組についてでございますが、クラブ員の方々には119番通報やAEDを用いた心肺蘇生法など様々な少年期における体験を通して、火災や地震などの災害に対する知識と身近で起こる災害に対応できる能力を養っていただくことで、地域社会に積極的に貢献できるようなクラブの育成と支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） これまでこの法律に規定されている本組合が所管している消防団、女性防火クラブ、少年消防クラブについて個々に伺ってまいりました。この法律の基本理念は、災害が発生した場合には、この地域に密着し、即座に対応することができる消防団が中核的な役割を果たすことを踏まえて、消防団の強化を図るとともに、住民の防災意識を高め、防災活動への参加を促進し、この自主防災組織や女性防火クラブ、少年消防クラブ等の活動を活性化させて、地域における防災体制の強化を図ることであります。既にこの法律が公布、施行されてから6年が経過しておるわけでありますが、この法律の公布を受けて、消防団、女性防火クラブ、そして少年消防クラブ、この役員等が一堂に会しての相互連携に向けた場を設けているのかどうか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

この法律の公布を受けて、消防団、女性防火クラブ、少年消防クラブの役員等が一堂に会しての相互連携に向けた場を設けているのかについてでございますが、消防団、女性防火クラブ、少年消防クラブにおいて、それぞれの団体で充実を図っているところではございますが、一堂に会しての協議等は行っていないのが現状でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 行っていないということでございますが、まずは本組合で所管しているこういった消防団、女性防火クラブ、少年消防クラブが一堂に会しての相互連携に向けた協議を実施した上で、自

主防災組織を所管する構成両市と協議を行い、この消防団と自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブを含めた相互連携を深め、この地域防災体制の強化を図るべきではないかと考えますが、組合としての見解を伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

組合としての見解についてでございますが、議員のご指摘のとおり、消防団、自主防災組織、消防組合が所管する各団体との連携を深めることが地域防災体制の強化には必要であると考えているところでございます。今後消防団を含む関係団体と調整を図り検討してまいりたいと考えます。

さらに、自主防災組織を所管する構成市防災部局と情報交換を行い、地域防災体制の強化につながるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 組合としての方向性は理解いたしました。

次の質問ですが、この法律第20条で、「国及び都道府県は、市町村が行う自主防災組織及び女性防火クラブ等の育成発展を図る取組を支援するために必要な援助を行うものとする」として、市町村に対する援助が規定をされております。国では、この法律を受けて、消防団、自主防災組織等連携支援事業として、消防団、自主防災組織が地域の防災組織でもある女性防火クラブや少年消防クラブ等と連携して行う事業に対して、この補助制度を設けていると伺っておりますが、本組合においてこの支援制度を活用しての事業の実施についてどのような状況となっているのか伺います。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

本組合においてこの支援制度を活用しての事業の実施についてでございますが、議員ご指摘のとおり、支援制度を活用しての事業事例については承知はしているところではございますが、これまでのところ制度を活用しての事業は実施していないのが現状でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

7 番・森田文明議員。

○7 番（森田文明議員） 財政の厳しい状況が続く中、ぜひともこの補助制度を活用して事業を実施して、本組合管内の防災体制の強化と防災力の強化を図るべきであると考えますが、この事業実施に対する本組合の見解をお伺いして、最後の質問といたします。

○藤野 登議長 中村消防長、答弁。

○中村政美消防長 お答え申し上げます。

事業実施に対する本組合の見解についてでございますが、地域防災力の充実強化を図るためには、地域住民、自主防災組織、学校、事業所、官公庁、消防団等が一体となって取り組むことが地域防災力の強化につながるものと考えております。これらを達成するためには、この補助制度を活用して、防火団体等が

相互に連携し取り組む事業を行うことは非常に有用であることから、今後この事業の活用について、消防団、消防組合の所管する防火団体と協議をして、連携を深めていく活動を研究してまいりたいと考えております。

さらに、充実強化を図るために、自主防災組織を所管する構成市関係部局とも意見交換をし、調整を図りながら本組合管内の防災体制の強化と防災力の強化につながるよう、この補助制度を活用した事業について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤野 登議長 以上で一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、今期定例会の議事は全て終了いたしました。



◎議長の挨拶

(藤野 登議長起立)

○藤野 登議長 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様のご理解とご協力を賜り、閉会の運びとなりましたことに深く感謝を申し上げます。

日ごと秋の深まりとともに、朝夕肌寒さを感じる季節となりました。議員各位におかれましては、時節柄何かとご多用のこととは存じますが、くれぐれも健康にはご留意いただきまして、今後とも地域の進展と消防行政推進のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。本日はお疲れさまでした。

(藤野 登議長着席)



◎管理者の挨拶

○藤野 登議長 石川管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。

石川管理者。

(石川 清管理者登壇)

○石川 清管理者 議員の皆様方におかれましては、大変ご多用の中、令和2年11月第4回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会に全員の方のご出席を賜りまして、提出議案3件につきまして原案どおり認定、同意及び可決をいただき、心から感謝を申し上げます。

それでは、7月議会定例会以降の各種事業並びに火災等の概要につきましてご報告申し上げます。

はじめに、7月29日、30日の2日間、消防本部におきまして、坂戸市及び鶴ヶ島市内の小中学校の教職員等を対象に、応急手当に関する知識・技術の普及を図るとともに、学校内での不測の事態に対処するため、応急手当普及員再講習会を開催し、21名の先生方の受講をいただきました。

次に、10月22日、23日に、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、開催を見合わせておりました甲種

防火管理者資格取得新規講習会を開催いたしまして、各事業所から22名の方々が受講し、防火管理に関する知識を習得していただきました。

次に、職員採用第1次試験を9月20日に実施、35名が受験をいたしました。第2次試験は10月26日に第1次試験の合格者19名を対象に実施をいたしました。

次に、11月9日から15日までの1週間、秋季全国火災予防運動の一環として、消防署、消防団員によります市内巡回広報を実施しております。

次に、本年1月から10月までの火災件数は43件で、前年同期と比較いたしますと4件の増となっており、このうち建物火災は25件であります。

同期間の救急出場件数は5,942件で、前年同期と比較いたしますと762件の減となっております。

議員皆様方のご理解とご協力をいただき、本日の定例会が滞りなく終了できましたことに対しまして心から感謝を申し上げますとともに、いよいよ寒さも厳しさを増してまいります。皆様方にはくれぐれも健康にご留意をいただくとともに、ますますのご活躍を心よりお祈り申し上げまして、挨拶といたします。ありがとうございました。

(石川 清管理者降壇)



◎閉議及び閉会の宣告

(午前11時21分)

○藤野 登議長 これをもちまして、令和2年11月第4回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。